

産業教育委員会協議会資料

日 時 令和8年5月26日（火）午前9時30分
場 所 第2委員会室

環 境 部

環境部総括表

部長名 山本 秀之

所属職員数(部長を含む。) 89 人

所属課数 4 課

課名及び課長名	担当名及び職員数	当面の課題である事務事業名	資料 No.	ページ
環境総務課 課長 寺田孝徳	20人 環境政策担当 脱炭素推進担当 環境衛生担当 簡易水道統合 推進室	1 簡易水道組合の統合について	1	2
環境保全課 課長 本多孝礼	14人 大気騒音担当 水質担当 自然保護担当	1 奥駿河湾水域(田子の浦)水質調査 について	2	5
廃棄物対策課 課長 佐野琢哉	13人 計画推進担当 廃棄物対策担 当	なし		
新環境クリー ンセンター 所長 石川浩之	41人 管理指導担当 収集担当 施設担当	なし		

簡易水道組合の統合について

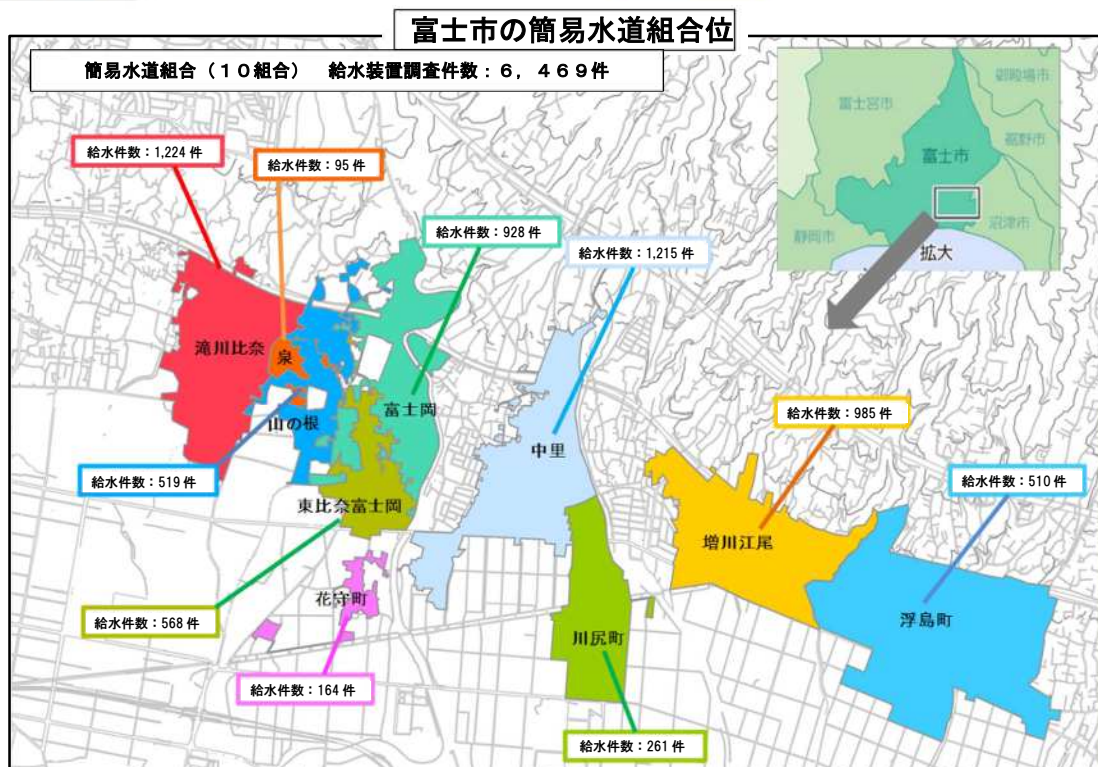
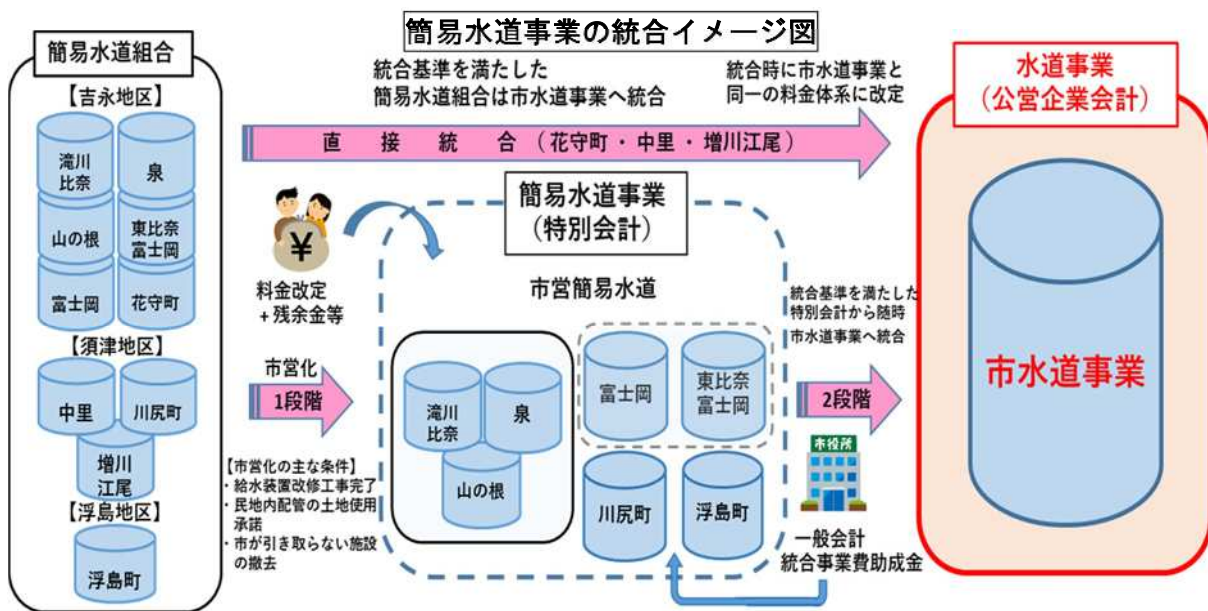
環境部 環境総務課

概要

地元住民により運営される簡易水道組合は、役員の高齢化や後継者不足等により安定的な事業運営の継続に問題がある。また、施設の計画的な更新や災害からの復旧などには多額の費用が必要となるため、簡易水道組合単独では対応が困難である。

また、国においては、令和6年度から、水道整備・管理に係る所管省庁が厚生労働省から国土交通省に移管され、施設の老朽化や耐震化への対応、災害発生時における復旧支援策の充実など、災害に強い水インフラ整備の取組が強化された。

このため、市では、令和6年6月に、これまで推進してきた市水道事業への直接統合以外に、簡易水道の運営を地元から市へ引き継ぎ、市営簡易水道として市が運営した後に統合する手法を加え、統合に向けて更なる推進を図っている。



各簡易水道組合の進捗状況

市営化の条件として、各簡易水道組合には、①給水装置改修工事完了、②民地内配管の土地使用承諾、③市が引き取らない施設（消火栓等）の撤去を進めていただく必要があるが、現在の進捗状況は下図のとおりである。

統合手法	実施予定時期	組合名	現行水道料金	進捗状況				
				① 給水装置改修工事 (申込書申請数/ 給水装置調査件数)		② 民地内配水管の 土地使用承諾	③ 消火栓の撤去 (撤去数/撤去すべき 消火栓数)	
市営化	令和9年 4月	滝川比奈	2,222 (円/月)	100件/ 1,224件	8.2%	調査予定：103箇所 各町内にて対応中	0基/ 35基	0%
		泉		0件/ 95件	0%	調査予定：12箇所 未着手	0基/ 4基	0%
		山の根		0件/ 519件	0%	調査予定：21箇所 未着手	0基/ 17基	0%
		東比奈 富士岡		488件/ 568件	85.9%	調査予定：18箇所 全ての承諾取得済	11基/ 19基	58%
		富士岡		334件/ 928件	36.0%	調査予定：48箇所 組合にて対応中	0基/ 39基	0%
		川尻町		24件/ 261件	9.2%	調査予定：18箇所 組合にて対応中	0基/ 5基	0%
		浮島町		0件/ 510件	0%	調査予定：82箇所 未着手	0基/ 52基	0%
直接統合	令和9年 5月	花守町	1,600 (円/月)	62件/ 164件	37.8%	承諾書必要箇所なし (民地内配管なし)	0基/ 1基	0%
市営化 or 直接統合	令和11年 以降	中里	1,430 (円/月)	0件/ 1,215件	0%	調査予定：38箇所 組合にて対応中	0基/ 22基	0%
	令和10年	増川江尾	2,222 (円/月)	0件/ 985件	0%	調査予定：56箇所 組合にて対応中	0基/ 31基	0%

※φ13mm量水器で20m³使用時の料金で、市水道事業は、2,222円/月

※令和8年4月末時点での進捗状況

今年度の予定

令和9年4月に簡易水道を市営化する場合、制定及び改正を行う条例案を令和8年11月定例会に上程し、議決をいただきたいと考えている。また、特別会計設置、改修された給水装置申込書の確認及びマッピングシステムへの反映、簡易水道料金徴収業務準備などを令和9年3月末までに完了させなければならない。

このため、各簡易水道組合の令和7年度の決算、実績報告、工事の進捗状況を勘案して、本年8月を目途に簡易水道組合ごとの市営化の可否判断をすることになる。

特別会計について

令和9年4月に簡易水道を市営化する場合、一般会計と水道事業会計を区別し、市営簡易水道事業ごとの歳入と歳出により運営するため、地方自治法第209条第2項の規定に基づく特別会計を設置する。

(地方自治法第209条第2項)

特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもつて特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。

各簡易水道特別会計における主な歳入は、簡易水道事業による水道料金や新規の加入金である。また、主な歳出は、上下水道部に一括して依頼する料金徴収業務、簡易水道施設保守点検や水質検査等の負担金、施設の動力費などである。このような必要経費として支出しなければならない歳出を差し引いた金額が工事費となり、統合するために必要な工事（民地内配水管を公道内に入れ替える工事等）を行うことになる。

簡易水道特別会計の令和9年度収支予測の結果、歳入（統合助成金除く）から歳出（人件費、工事費、修繕費除く）を差し引いた金額は、55,000千円程度となる。なお、人件費については、本事業が大規模災害への対策、持続的な水道事業運営のための施策として行うものであることから、一般会計から支出するものとして、歳入をできるだけ工事費に充当し、早期統合を図る。

○特別会計の設置予定

特別会計	① 統合するために 必要な工事費	② 統合助成金交付額	③※ 年間工事費	(①-②)/③ 工事完了まで に要する年数
滝川比奈簡易水道組合 泉簡易水道組合 山の根簡易水道組合	735,168千円	102,420千円	20,587千円	31年
東比奈富士岡簡易水道組合 富士岡簡易水道組合	117,033千円	34,385千円	23,151千円	4年
川尻町簡易水道組合	127,682千円	14,940千円	1,748千円	65年
浮島町簡易水道組合	654,964千円	30,480千円	9,810千円	64年

※令和9年度収支予測における歳入から歳出を差し引いた金額

市営化後に想定される業務について

市営化後に想定される主な業務は以下のとおりである。

事務	業務名	詳細業務	水道委託 (負担金)
出納管理	資金管理	公金の収納および支出・資金計画など	
予算編成・決算整理	予算管理	予算編成・予算執行管理など	
	決算	決算作成および公表など	
水道料金賦課・収納	検針・料金調定	検針業務委託・納入通知書発送など	○
	水道メーター維持管理	水道メーターの修繕・法定取替など	
水道施設管理・整備	施設整備計画・新設	施設整備および更新業務など	
水道施設調査計画	施設調査・計画	計画策定・進行管理など	
配水施設 維持管理事業	管路施設の維持管理 及び構築	送配水管の維持管理・配水管の更新など	○
水質検査	水質検査	原水及び浄水の水質検査の実施など	○
消防水利維持管理	消火栓の維持修繕	消火栓本体、室等の維持修繕など	

概要

本市では、水質汚濁防止法第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定による「静岡県水質測定計画」に基づき市内の河川や海域等の水質状況を常時監視している。

海域調査は、海域調査地点図のように、9 地点を各類型ごとに環境基準値を設け、昭和 46 年から調査を開始して、昭和 55 年以降は環境基準を達成してきた。

これまで、水質汚濁防止法の規制により工場・事業場の岳南排水路への汚濁物質の排出は抑制され、田子の浦港への流入負荷量は減少してきており、河川調査による水質調査結果においても、すべての調査地点で環境基準値を達成しているほど良好な状況である。

しかし、令和 5 年度と令和 6 年度の調査において、A 類型、B 類型の化学的酸素要求量（COD）値上昇が散見され、環境基準値を超過しているが、明確な原因は掴めていない。

今後もこの状況が長期化又は悪化することにより、赤潮の発生や、漁業、生態系への影響などが懸念されるため、海域調査について知見を持つ静岡県内の 2 大学に協力を得て、原因究明につながるデータ取得のため令和 7 年度及び令和 8 年度で調査を依頼した。

近年における化学的酸素要求量（COD）の水質調査結果は表-1 のとおりである。

海域調査地点図

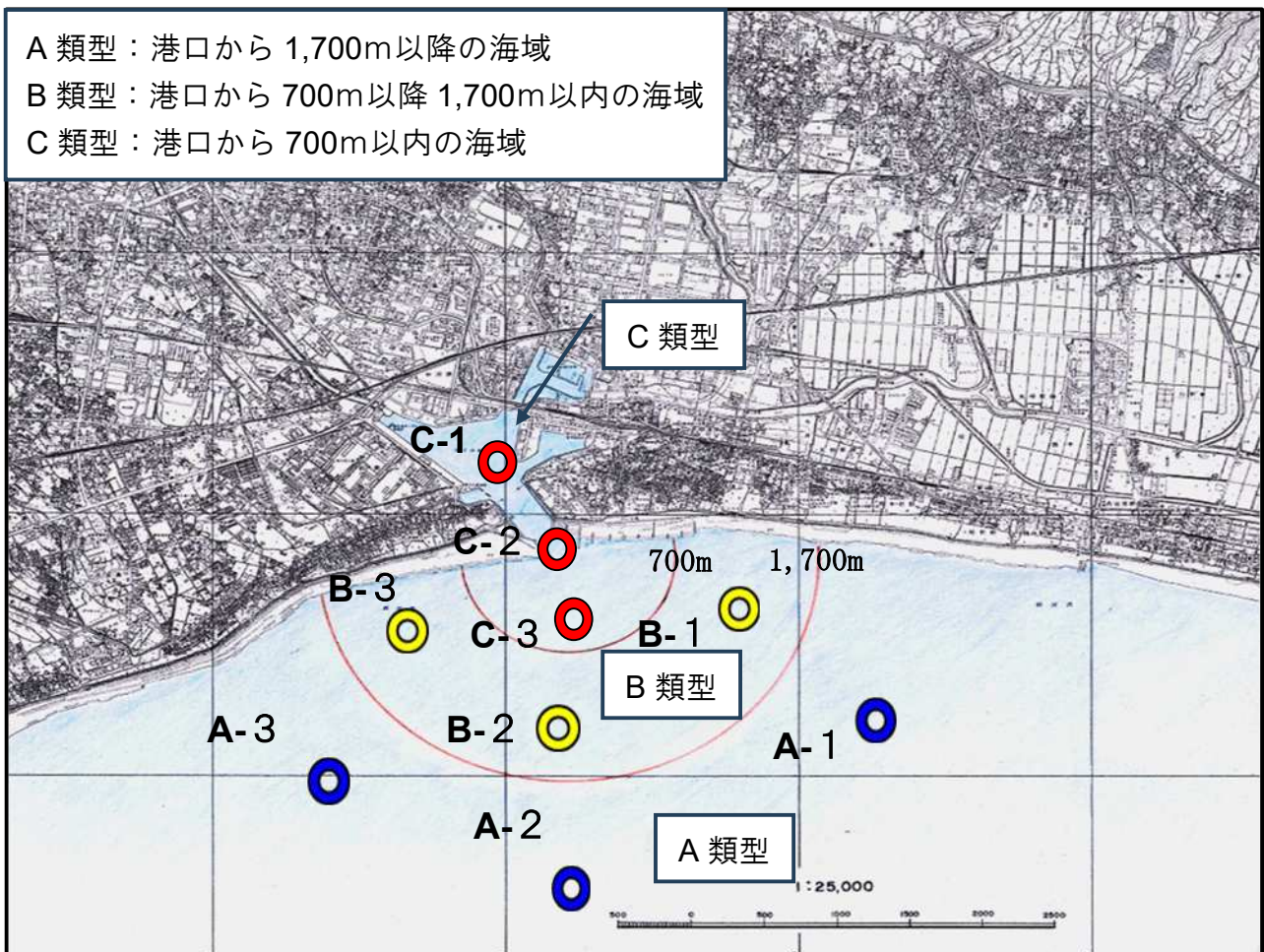


表-1 化学的酸素要求量（COD）水質調査結果表

単位：(mg/L)

調査地点	環境基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
A-1	2	2.0	2.6	1.9	2.0
A-2		1.7	2.8	2.1	1.6
A-3		1.9	2.4	2.1	1.7
B-1	3	2.5	3.3	3.1	2.0
B-2		2.3	3.1	2.6	2.0
B-3		1.8	2.6	2.7	2.1
C-1	8	3.1	4.4	4.5	2.8
C-2		3.4	4.6	4.5	4.1
C-3		2.0	3.0	2.8	2.0

黄色：環境基準値を超過している地点

海域調査における水質調査について

海域調査は、主に生活排水や産業排水の影響と外洋からの影響を対象としている。

- ・水質調査は生活環境項目（pH、COD等）、健康項目（カドミウム、鉛等）等を行っている。



環境基準の調査では原因究明における知見がなく、異なる視点からの調査が必要である。

- ・地球温暖化による海水温の上昇、黒潮の大蛇行、河川などの内陸部からの影響等

静岡大学、東海大学との調査について

静岡大学理学部

委託名	奥駿河湾海域における難分解性有機物の基礎調査
委託内容	海水試料中の溶存有機物*1の濃度を測定する。
令和7年度 結果・考察	8月から2月における海域9地点表層の調査結果より、A類型は有機物の指標の1つであるバクテリア*2の数値が少ないこと等が確認された。
令和8年度 調査内容	令和8年度は通年調査を行い、令和7年度調査結果と比較等を通して原因の検討を行う。予算は18万円。

*1：有機物は、木、紙、砂糖、デンプン、動物の糞尿等のこと

*2：バクテリアは、有機物を分解する微生物

東海大学海洋学部

委託名	奥駿河湾水域（深層海域）水質調査業務委託
委託内容	海底までの深度（表層～160m）の海水の採水、水質分析による評価を行う。
令和7年度 結果・考察	9月末の調査において、表層から160mの深層海域までの調査結果では、深層海域から表層に向かってCODが高くなるような構造はみられなかったため、少なくとも深層海域に原因あるとは考えられず表層のみにみられる現象だと考えられる。
令和8年度 調査内容	令和8年度の調査では、夏季における海域調査及び田子の浦港に流入する河川等で調査を行い、原因の検討を行う。予算は50万円。

今後の取組について

大学の調査においては、令和7年度及び令和8年度を原因究明の調査期間とし、令和9年度にその結果を評価して原因の特定を行い、対策の必要があれば、その手法について検討していく。

本市による海域の常時監視は今後も継続し、静岡県とも情報共有を図っていく。

産 業 交 流 部

農 業 委 員 会 事 務 局

産業交流部総括表

部長名 岡 利徳 _____

所属職員数(部長を含む。) _____ 80人

所属課数 _____ 6課

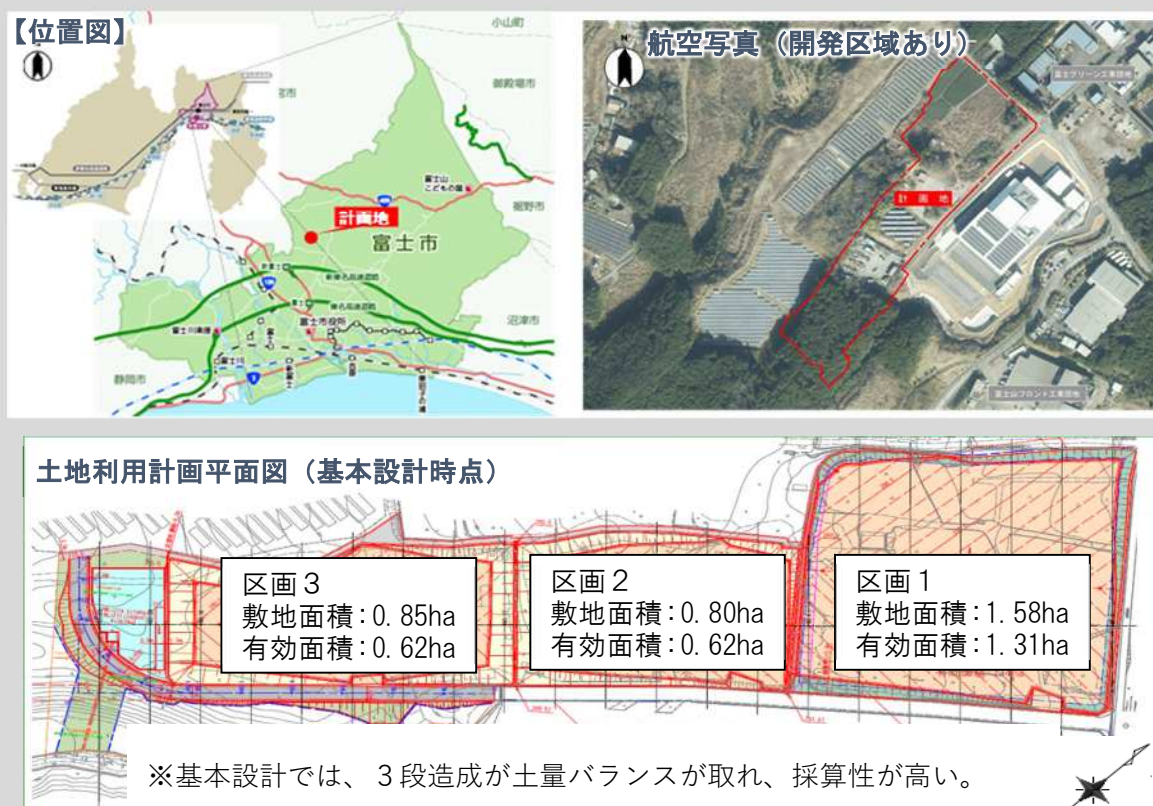
課名及び課長名	担当名及び職員数	当面の課題である事務事業名	資料 No.	ページ
産業政策課 課長 岡田裕一	17人 CNF・産業戦略 担当 (うち1人経済産 業省派遣) ふるさと納税 推進担当 企業誘致担当 (うち1人静岡県 東京事務所派遣) 港湾振興室	1 富士山フロント工業団地第3期整備 事業について	1	2
産業支援課 課長 塩川直人	8人 DX・中小企業 支援担当 地域産業支援 センター	なし		
商業労政課 課長 吉崎春宏	10人 商業・サービス 担当 雇用労政担当	なし		
交流観光課 課長 松村岳典	18人 観光担当 (うち1人富士山 観光交流ビューロ ー派遣) 交流推進担当	1 人流データ分析サービス「マチレポ」 について	2	5
農政課 課長 齋藤健一	18人 管理担当 農業振興担当 土地改良担当	なし		
林政課 課長 鈴木研吾	8人	1 富士市産木材の販路開拓・拡大に向 けたロードマップについて	3	7

富士山フロント工業団地第3期整備事業について

産業交流部産業政策課

1 事業概要

本市では、企業の立地ニーズに対応できる工業用地を確保するため、富士山フロント工業団地西側において新たな工業団地の整備を進めている。



計画地の所在地	富士市大淵3950番5 他21筆
開発面積/区画数	約4ha / 3区画（1.58ha、0.8ha、0.85ha）
進出予定企業	製造業の工場、研究所
予算額	1,450,000千円（令和11年度までの債務負担）

2 事業スケジュール

令和7年度に土木造成基本設計や、その設計に必要となる測量・用地調査・地質調査等を実施した。本年度、計画地の用地取得と造成工事等を行う事業協力者の選定、令和9年度に開発行為の同意、令和10年度から造成工事を開始し、令和11年度末の事業完了を目指している。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
富士市	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境影響調査 ● 基本設計、測量 ● 境界確定 ● 大淵地区説明会 ● 農地協議開始 	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地取得 ● 補償費支出 ● 地区計画策定準備 ● 事業協力者決定 ● 青地除外 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区計画策定 ● 開発同意 ● 農地転用 ● 企業誘致活動 	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業誘致活動 ● 進出企業募集 ● 進出企業決定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地契約 ● 不動産登記
事業協力者		<ul style="list-style-type: none"> ● 企業誘致支援 ● 工業団地実施設計 ● 地権者・補償協議支援 ● 開発行為に係る事前協議開始 	<ul style="list-style-type: none"> ● 開発資料作成 ● 造成工事準備 	<ul style="list-style-type: none"> ● 造成工事 ● 用地管理 ● 団地PR 	<ul style="list-style-type: none"> ● 確定測量

造成工事完了

3 整備に係る対応（課題）等

工業団地の整備においては、整備費用の高騰や法規制への対応、地権者や周辺住民などへのきめ細かい対応が求められている。

また、企業の立地ニーズを取りこぼさないよう、造成工事等の効率化を図り、事業期間の短縮化を進めて行く必要がある。

このことから、令和 8 年度に民間事業者から事業協力者を募集し、事業者協力者のノウハウを活用したコスト抑制や立地企業への幅広い周知を行う。市では、開発に係る規制関係の役割を担い、効率的に工業団地の整備に取り組んでいく。



課題・対応① 整備費用の高騰

地盤状況や人件費高騰による整備費増加を抑制する必要があり、民間企業のノウハウを活用する。



課題・対応② 法規制の制約

市街化調整区域、農振農用地等における規制クリアが必要であり、市が主体的に規制対応を行う。



課題・対応③ 地権者の意向

事業用地があり代替地の提供が必要となる。また、一部でコンクリート片が混入した用地があり、土地代金の減額で対応する。

工業用地の造成や開発のノウハウがある民間事業者と協力した行政主導の開発

4 事業協力者の募集

企業の立地ニーズを取り逃さず、スピーディーかつ、コストを抑えた工業団地整備が実施できるよう、地元自治会等調整業務、調査・設計・許認可、造成工事、企業誘致支援の業務を包括委託する事業協力者を民間事業者から選定する。

(1) 業務内容

- ① 地元自治会等調整業務
 - i) 地権者や地元自治会への対応（事業者の移転に係る支援や要望対応等）
 - ii) 取得用地の管理（雑草対策や安全確保等）等
- ② 調査・設計・許認可業務
 - i) 地質・土質調査
 - ii) 実施設計（造成計画、土工計画、排水計画等）
 - iii) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条に基づく開発同意及び申請業務 等
- ③ 造成工事に関する業務
 - i) 基盤整備
 - ii) 施工監理業務
 - iii) 確定測量業務 等
- ④ 企業誘致支援業務
 - i) 進出企業の誘致支援
 - ii) 所有権移転に係る業務 等

(2) 審査方法及び審査項目

① 審査方法

- ・審査は2段階方式で行う。1次審査では書面にて審査し、上位3者程度を選定した後、プレゼンテーションを実施し、最も優れた提案者を特定する。

② 審査項目

次の項目について審査する。

i) 全体事業費（配点40点）

企画提案書に記載した委託費が限度額を基準に適切に算定されており、本業務に有益となる事業が適切な価格で提案されているか。

ii) 事業コンセプト（配点20点）

経緯や目的、本スキームを十分に理解した上で、提案されているか。

iii) 事業者の適格性（配点30点）

事業を安定的に実施できる資力及び実績があるか。また、業務遂行する管理能力や技術力、工業団地や工場等の整備実績があるか。

iv) 工業団地造成（配点30点）

コストパフォーマンスが優れた計画か。利便性や工業団地の管理はしやすいか。

v) 実現可能性（配点50点）

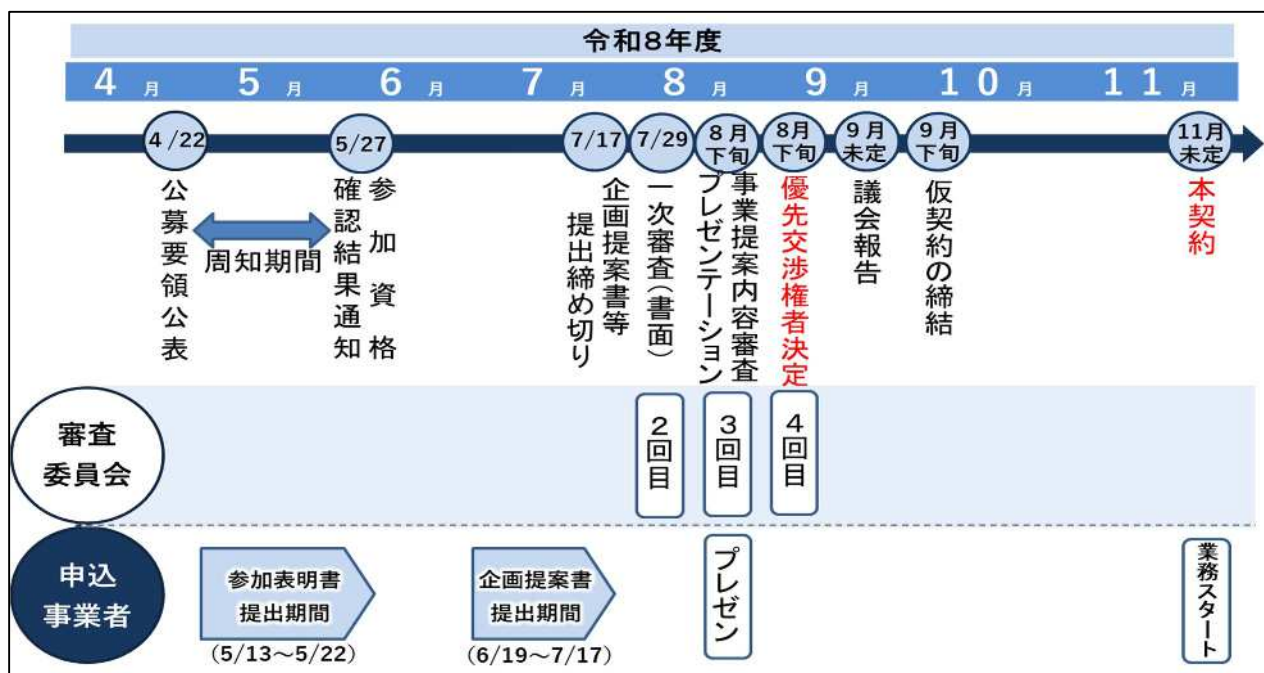
業務及びスケジュールが包括的に示されており、収支計画書が現実的なものとなっているか。また、企業誘致支援の手法は具体的か。

vi) その他（配点30点）

参加表明した事業者に市内事業者が参画しているなど、地域への波及効果はあるか。また、業務終了後も本業務に係る対応が可能か。

(3) 事業協力者選定スケジュール

事業協力者の選定については、8月下旬に優先交渉権者を特定した後に、議会報告、仮契約締結後、11月に議決を経て本契約となる。



人流データ分析サービス「マチレポ」について

事業概要

産業交流部交流観光課

市では富士まつりや富士山サイクルロードレースなどの市主催イベント、来場者の居住エリアや時間帯ごとの来場者数を分析し、戦略的に進めることを目的に人流データ分析サービスを昨年度から導入している。このデータを活用することにより人員配置の見直しや新たな施策の立案、効果的な情報発信につなげていく。

また、本サービスは5つのアカウントが付与されるため、交流観光課以外にも希望する所属と共有して活用している。

事業内容

ベンダー：株式会社 Agoop（ソフトバンク株式会社の子会社）

費用：令和7年度予算額 2,310千円 175千円/月×12か月×税

分析範囲：国内居住者（計測エリアの最大値は5km×5km）

利用方法

（例）富士まつり

調査可能項目

日別来訪者数、

- ・ 時間帯（滞在時間・曜日）別来訪者/割合
- ・ 性別（年代別・居住者・勤務者）別割合
- ・ 居住地（居・住距離別）別来訪者割合
- ・ 性別 x 年代別割合

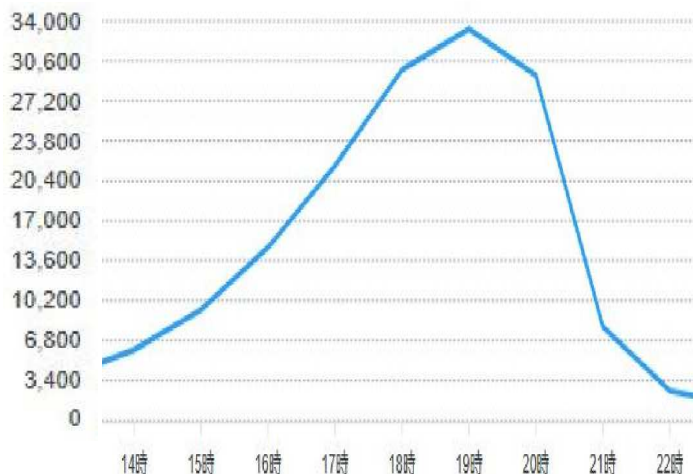
※ 行政区別に地図への表示、ランキング付けペルソナ分類も可能

※ 来訪者分析以外に通行量分析・商圈分析・公的統計分析・潜在エリア分析も利用可能

※ 全項目においてExcel出力とAI分析が可能

使用例（富士まつり）

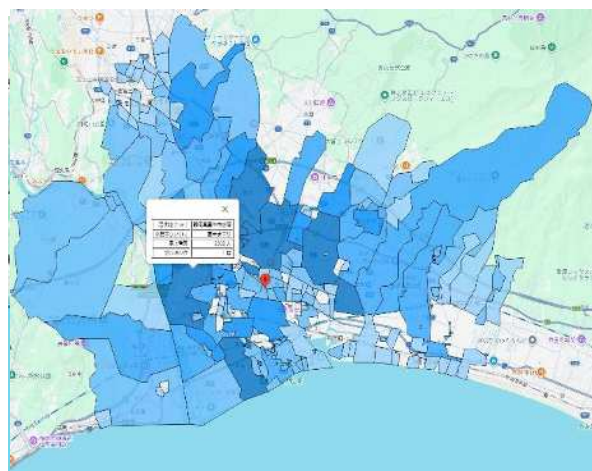
▶▶ 時間帯別来訪者/割合



▶▶ 性別 × 年代別割合



▶▶ 来訪者居住地マップ



▶▶ 今後の対応

- ・富士まつり来訪者のピークは花火打上時であり、中央公園内、青葉通り、ロゼシアター各々の混雑が数値で確認できたため、警備員の配置割合を変更する。
- ・富士まつり参加者は、20代以下の参加者が半数を占めるため、その世代に向けたイベントを実施する。
- ・時間帯ごとの参加者数を考慮し、ミストファンの設置場所を増やすなどの熱中症対策を実施する。

他課の設定経過

令和7年7月11日 各課へ通知

令和7年7月25日 各課の希望によりエリア設定

令和7年8月8日 システム利用のための庁内説明会の実施

利用内容 国保年金課（特定健診の会場決定のため）
 産業政策課（田子の浦港でのイベント参加人数）
 商業労政課（商店街の来客動向）
 みどりの課（利用者数に応じた整備実施のため）
 市街地整備課、新富士駅南整備課、文化財課
 （今後も庁内勉強会を実施していく）

課題

- ・外国人観光客のデータが取れないためインバウンド対策に利用できない
 →外国人観光客のデータを取得するには、別契約となるため現在検討中。
- ・有料のサービスのため一般に公開できる情報が限定される。
 →オープンデータはデジタル戦略課へ提供し、その他は庁内でデータ利用。

富士市産木材の販路開拓・拡大に向けた ロードマップ



1章 ロードマップ策定の背景

① 富士市の森林の状況

富士市の面積 24,494 ha

うち森林面積 12,073 ha



森林のうち

国有林	1,915 ha (15.9%)
民有林(私有林)	7,904 ha (65.4%)
民有林(市有林)	2,254 ha (18.7%)

民有林(10,158 ha)のうち

針葉樹(ヒノキ・スギ等)	7,995 ha (78.7%)	うち ヒノキ 7,057 ha スギ 938 ha
広葉樹(クヌギ・コナラ等)	1,700 ha (16.7%)	
竹林等	463 ha (4.6%)	

針葉樹・広葉樹(9,695ha)の現状

～10齢級(～林齢50年) 845 ha
11齢級～(林齢50年～) 8,850 ha



約90%の森林は伐採が可能な状態



② 富士市の林業・木材事業者の現況と課題

・社会情勢

- ・ 個人住宅の着工件数が減少しており、木材の供給過多の状況から、木材自体の値段が下がりやすい状態になっている。
- ・ 市場に出回る国産材（スギ・ヒノキ）の量が多いのに買う人が少ないため、売れにくく、値段が下がりやすい状況が続いている。
- ・ アメリカで木材の需要が戻ってきていることと円安の影響で、輸入材は以前より値段が上がっている傾向にある。
- ・ 合板材においては、合板工場が生産量をうまく調整しているため、価格は大きく動かさず安定しやすい。
- ・ 公共建築等で木造の大型建物が増えており、※CLTなどの新しい木材製品の需要が少しずつ増えている。

※CLT：板の繊維方向が直交するように積層接着した木質系材料

・林業・木材事業者の現況

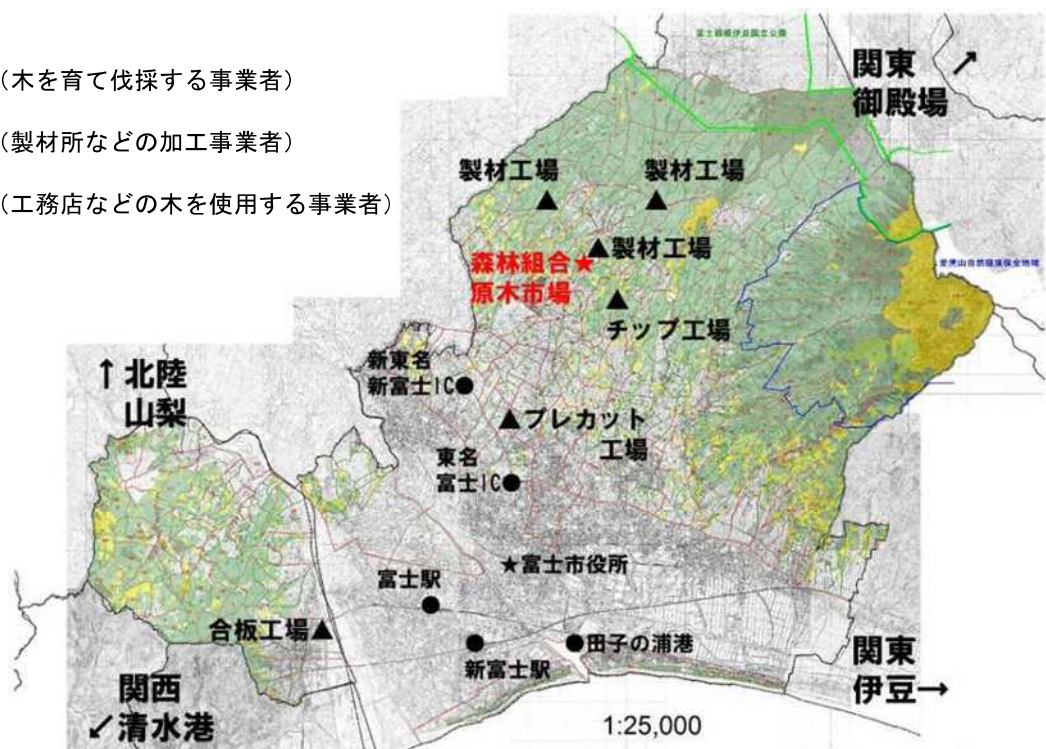
原木市場や、林業の川上～川中～川下のすべての事業者が市内に存在しており、事業者においては輸送費が抑えられるなど良好な環境となっている。

一方で、昨今、集成材への注目が高まっているが県内に集成材工場がないことや、市内製材所の規模が小さく競争力が弱いなどの課題がある。

※川上（木を育て伐採する事業者）

川中（製材所などの加工事業者）

川下（工務店などの木を使用する事業者）



・森林・林業を取り巻く課題

約9割の森林が伐採可能であるが、森林のサイクルである、『伐って、使って、植えて、育てる』のうち、『使って』の部分でボトルネックとなっており、この森林サイクルの循環に支障を来している。

【ボトルネックの主な要因】

- ・富士ヒノキ・FUJI HINOKI MADE の認知度が低い
(アンケート結果 市内12%、市外2%)
- ・木材に節が多く、等級が低くなっている
- ・担い手不足に加え、林業のICT化が進んでいない等継続的な大規模納品が難しい
- ・サプライチェーンが効率的ではなく、販路開拓・拡大が難しい

(参考)森林のサイクルについて

① 伐る→② 使う→③ 植える→④ 育てる→①へ

約50年



2章 ロードマップについて

本市ではこれまで、林業振興に向けて各種の事業を実施してきたが、林業事業者、従事者等の人手不足や木材市場の停滞などの社会情勢の変化により、一定の成果はあるものの抜本的な課題解決・効果につなげていない状況にある。

また、戦後の大量の木材需要に対応するため、全国的に多くの山でスギやヒノキが一斉に植林され、その結果、現在は、伐採適期を迎えている山林が増加しており、各市町においても地域木材の利用拡大が課題となっている。

こうした状況を鑑み、森林サイクルのうち「使う」ことに着目し、富士市産木材の需要拡大に向けた取組を推進するため、『富士市産木材の販路開拓・拡大に向けたロードマップ』を策定した。

なお、本ロードマップは、『富士市森林整備計画』を上位計画とし、その具体的な作業手順として位置付ける。

これまでに市が実施した各種事業

住宅・非住宅建築物に対する補助事業

住宅	建築・増築	最大50万円	リフォーム	最大14万円
非住宅	建築	最大30万円	内装木質化	最大20万円

林業に対する補助事業

造林事業補助金(標準単価の1/2の額)

(対象) 造林、下刈、除伐、間伐、森林作業道開設、枝打、林地保全

人材確保事業

小・中学生・高校生対象林業体験

20代・30代林業体験

人材確保事業費補助金(対象) 新規就業者の雇用に要する費用 5万円/月
安全装備の購入等に要する費用 3万円/年

富士ヒノキPR事業

富士ヒノキ製玩具贈呈事業(6か月児・5歳児)

富士ヒノキ製ベンチ・椅子贈呈事業(保育園・幼稚園等)

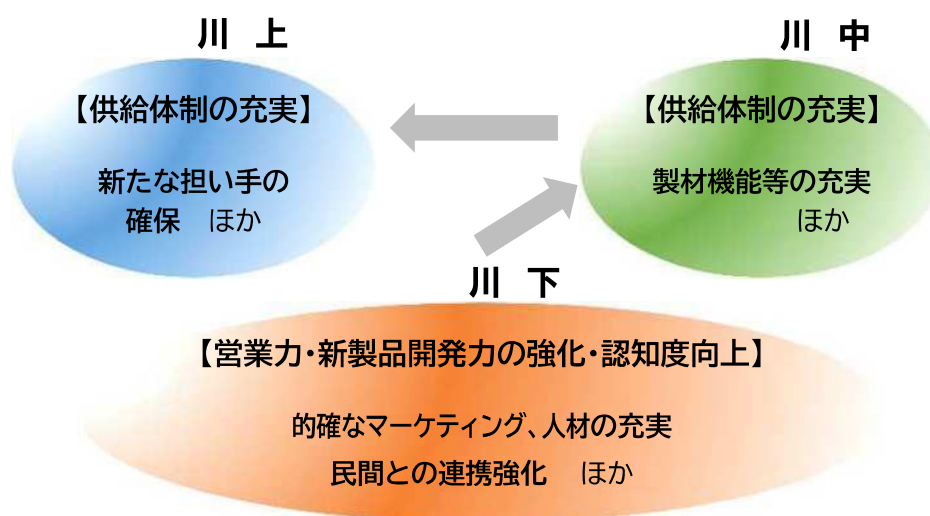
① ロードマップのイメージ（今後の目指す姿）

本市の森林の約9割が伐採可能であるが、長期的な人口減少や物価高などにより木材の利用は伸び悩んでいる。

また、これにより木材関係業者においても設備投資などの決断も難しい状況にある。



まずは、木材利用を増やす取組から始めて、これをきっかけに製材業、林業事業者の事業拡大に繋げ、『伐って、使って、植えて、育てる』の森林サイクルを効果的に動かし、本市の林業の発展に繋げていく。



② ロードマップにおける目標

計画期間：令和8年～令和13年度(6年間)

	現 状		R13 年度末
木材原木供給量 (市内原木市場)	25,000 m ³	→	28,000 m ³
新規販路数(継続的)	0 件	→	5 件
認知度向上(市内)	12 %	→	20 %
認知度向上(市外)	2 %	→	8 %

3章 販路開拓拡大に向けた取組

※ロードマップでの取組については必要に応じて見直すものとする

方策1 経営改善(人材・販売促進)の取組

課題	主な取組	達成すべき目標
林業就業者の高齢化 事業者の人材確保等の負担 営業力・人材不足	① インターン制度の活用や県立農林環境専門職大学との連携による林業体験講座の実施 (R8～R13)	・若い世代の担い手を確保し、林業就業者の平均年齢を下げる
	② 人材確保、安全装備購入補助制度拡充検討 (R10～R13)	・事業者の人材確保等に要する金銭的な負担を軽減させる
	③ 専門性の高い民間の人材を国の地域活性化起業人(企業派遣型)制度等を活用して確保し、市職員や事業者と連携し営業活動を実施していく (R8～R10)	・専門性の高い民間人材による営業活動により、販路開拓・拡大を目指す ・市職員が営業スキルやノウハウを民間の人材から習得する
	③ 民間事業者との連携を強化した行政主導の新組織を立ち上げる (R10)	・新組織を立ち上げ、営業スキルやノウハウを事業者と共有し、これまで以上に営業活動やプロモーション活動を強化する

※四角囲み数字はロードマップ(計画表)の取組内容とリンク

方策2 利用拡大(住宅・非住宅)に関する取組

課題	主な取組	達成すべき目標
新築住宅の着工数が減少している	③ 地域材を利用した住宅補助制度に認証材加算や建築業者への報奨金などの拡充を検討 (R9～R10)	・市内での木造住宅建築やリフォームの補助金申請数を増やす
非住宅新築等に対する補助制度の利用が低い	④ 非住宅建築物取得費補助金制度の拡充(補助金額増・市内及び東京23区対象) (R8)	・補助金を活用した非住宅建築物の建築や木質化の件数を増やす
公共施設への木材利用が少ない	⑤ 公共建築物等富土地域材利用促進会議において、富士市産木材の利用を推進(森林環境譲与税活用) (R8～R13)	・公共施設等を建築する際には、使用する木材のうち富士市産木材を全体の34%以上用いる

方策3 利用拡大(新商品開発)に関する取組

課題	主な取組	達成すべき目標
住宅向けの建材以外の商品が少ない	1 富士ヒノキアロマオイルの 販売促進支援 (R8~R13)	・ECサイト等での販売や他の商品との関連付けによるセット販売を実施する ・事業者と連携し新商品開発を行う
	2 大手木材家具メーカーとの 連携 (R8~R11)	・富士ヒノキやナラ枯れ材などを使用した家具製作の事例を作り出す
	3 富士ヒノキ材を利用した新 製品開発・販売 (R9~R13)	・新製品開発や営業活動を継続的に実施し販売に繋げる

方策4 利用拡大(魅力発信・ブランド化)に関する取組

課題	主な取組	達成すべき目標
市や事業者等の情報発信が不足している 富士市産木材(富士ヒノキ・フジヒノキメイド)の認知度が低い	1 港区主催の事業者向けイベント等に出店 (R8~R13)	・認知度向上 (R6) → (R13) (市内) 12% → 20% (市外) 2% → 8% ・Instagram フォロワー数 568人 (R6) → 800人 (R13)
	4 高いPR効果が期待できる都内商業施設等に富士ヒノキベンチなどを設置 (R8~R9)	
	2 「富士山」などのPR効果の高いフレーズを用いた製品の開発 (R8~R13)	
	1 市庁舎の木質化など、富士市産木材活用のケースをSNS等で情報を発信 (R8~R13)	
	3 木育キャラバンの実施 (R8)	



方策5 加工(製材・集成材工場)に関する取組

課題	主な取組	達成すべき目標
集成材への注目が高まっているが県内に集成材工場がない	1 富士・富士宮地域への集成材工場誘致のため県などへの働き掛けを継続的に行う (R8～R13)	・集成材工場を富士・富士宮地域に誘致を目指す
市内製材所の規模が小さく競争力が弱い	2 出荷目標を立てるなど戦略的な経営を行う (R8～R13)	・フジヒノキメイド認定製材工場年間出荷量 15,720 m ³ (R6) → 16,000 m ³ (R13)

方策6 木材生産(丸太の生産)に関する取組

課題	主な取組	達成すべき目標
整備がされていない山林がある	1 2 森林経営管理法に基づく集積計画や間伐の推進 (R8～R13)	・未整備の山林を減らし、丸太の増産に繋げる 経営管理権集積計画 57ha/年 (R6) → 60ha/年 (R13)
貸付返還地等の森林資源情報を把握できていない	4 森林資源情報を早期に把握し主伐再造林事業を加速 (R8～R13)	・市有林搬出材積量 3,914 m ³ /年 (R6) → 4,300 m ³ /年 (R13)
市有林から合板工場への原木供給量が増えていない	1 ICTを活用した安定供給体制を構築 (R8～R13)	・市有林から合板工場への原木供給量 3,000 m ³ /年 (R6) → 3,300 m ³ /年 (R13)



富士市産木材の販路開拓・拡大に向けたロードマップ（計画表）

（産業交流部林政課）

分野	現 状	課 題	目 標	取 組 内 容						
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
方 策 1	経営改善 川下 人 材	<ul style="list-style-type: none"> ①「人材育成に係る協定（R4.6）」締結した県立農林環境専門職大学（鈴木学長）と連携 ②森林技術者研修（国県）受講を条件に人材確保事業補助金（60万円）安全装備品購入補助金（3万円）交付（R4～） ③民間事業者・市の営業等の人材不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就業者の高齢化が進行し担い手が減少 ・ 事業者の人材確保等の負担が大きい ・ 就業者は農業等との兼業者が大多数で、専門の経営体が極めて少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ①持続可能な林業を実現させるため将来の担い手確保（早い段階から若者に林業の魅力や伝え林業に興味を持つ若者育成）（R8～R13） ②人材確保、安全装備品購入補助拡充（検討）（R10～R13） ③林政課内に営業専門職員（民間等）を配置し「富士ヒノキ、FUJI HINOKI MADEブランド」販路開拓・拡大に向け営業力強化（R8～R10） →民間事業者を含めた行政主導の新組織を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 1 インターン制度を活用し林業の担い手確保に繋げる（R8～R13） 1 県立農林環境専門職大学と連携し卒業予定の2年生、4年生に森林組合などの市内で森林整備を実施している経営体を紹介（R8～R13） 2 人材確保、安全装備品購入補助拡充検討→政策的に事業を展開し有利に担い手確保に繋げる（R10～R13） 3 地域活性化企業人制度活用→民間人材確保（R8） 販路開拓・拡大強化（R8～R10） 3 民間事業者を含めた行政主導の新組織の検討・設置（R8～R13） 					
方 策 2	経営改善 川下 販 売 促 進	<ul style="list-style-type: none"> 【非住宅用途】 ①「品質が良く信頼性の高いクレジット」事業化推進 ②「富士駅北口公益施設実施設計」マウントフジアーキテクツスタジオ業務委託実施（R7） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ GDIと協力連携協定を締結していたが、利用拡大が進んでいない ※「グリーンデジタルイノベーション」協定と連携に関する協定 H29.6締結、R8.5終了 	<ul style="list-style-type: none"> ①商社と連携してJ-クレジット制度を活用し付加価値として販売に繋げる（R10～R13） ②公益施設内装木質化事業、什器設置事業（予算化） ③富士駅北口公益施設完成後、関連機関と連携して全国に富士ヒノキをPR（R10～R13） 	<ul style="list-style-type: none"> 1 「品質が良く信頼性の高いクレジット」とセットでハウスメーカー等に営業活動実施（R10～R13） 2 市有林等間伐事業木材調達（R9.12～R10.2） 2 公益施設内装木質化什器設置事業（予算化）（R10） R11供用開始（予定） 2 富士駅北口公益施設木質化→全国に向けPR（R11～R13） 					
方 策 3	利用拡大 川下 住 宅 ・ 非 住 宅	<ul style="list-style-type: none"> ①地域材使用住宅補助金一律30万円→木材使用量に応じ20万円・30万円・50万円補助拡充（R7） ②県→先進モデル紹介（岡崎市モデル） ③県住宅補助制度→森林認証材加算開始（R7） 上限10万円 市有林SGEC認証 2.196.84ha ④富士地域材非住宅補助新築30万円木質化20万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 富士ヒノキを活用した住宅・非住宅の建築に対する補助制度の利用が低迷 ・ 新築住宅の着工数が減少傾向にある ・ 公共建築物での富士市産木材の利用が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ①施主以外に工務店等に対する支援（検討） ②長期的な人口減少等に伴い着工戸数が減少傾向であるため戦略的に住宅建築推進（支援） ③地域材使用住宅補助金に森林認証材加算・建築業者に報奨金（検討） ④地域材使用非住宅補助金（店舗・事務所等）→補助制度拡充（予算化）補助金額増・東京23区対象 ⑤公共施設での富士市産木材利用を標準 	<ul style="list-style-type: none"> 3 地域材住宅補助に森林認証材加算補助金・建築業者に対し報奨金（検討） →富士ヒノキ利用拡大（R9～R10） 4 非住宅補助拡充（予算化）（R8） 5 公共建築物等富士地域材利用促進会議において、公共建築物へ富士市産木材の利用を推進（R8～R13） 					
方 策 3	利用拡大 川下 新 製 品 等 開 発	<ul style="list-style-type: none"> ①櫨ノダが合板から抽出した富士ヒノキエッセンシャルオイル開発・販売（R7） ②大手木製家具メーカーと連携模索中（R7） ③富士ヒノキの使用は主に建築材のみで使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 富士ヒノキ材は木造住宅用製品（角材・板材）が主である ・ 「FUJI HINOKI MADEウーボ」を開発販売したが需要は少なく、スギと比較してヒノキはコストが高い 	<ul style="list-style-type: none"> ①富士ヒノキエッセンシャルオイルに付加価値をつけて販売強化 ②山に放置してある富士ヒノキの活用やナラ枯れ材等を家具として再利用を検討 ③富士ヒノキ材を利用して「ウーボ」の販売以外に、新製品開発→利用拡大を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 1 新製品「富士ヒノキから抽出したエッセンシャルオイル（精油）」販売強化（R8～R13） 2 大手木製家具メーカーと連携し富士ヒノキや広葉樹（ナラ等）→新製品開発、販売（R8～R11） 3 富士ヒノキ材を利用した新製品開発、販売→利用拡大（R9～R13） 					

富士市産木材の販路開拓・拡大に向けたロードマップ（計画表）

（産業交流部林政課）

方策 4

分野	現 状	課 題	目 標	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
利用拡大 川下	魅力発信・ブランド化 【対象=市外工務店、大手ハウスメーカー等】 ①「港区と国産材活用促進の協定H26.10」締結により協定木材（富士ヒノキ等）取り扱う事業者登録数増 ②TOKYO TORCH夏まつり 棚ノダと連携し、富士ヒノキ抽出エッセンシャルオイルPR（R7） ③SNSを活用した情報発信が不十分 認知度：2%（現状） ④富士ヒノキ製ベンチ・椅子贈呈事業	・富士ヒノキ、FUJI HINOKI MADEブランドの認知度が低い ・大手企業との取引実績が無い ・SNSを活用した情報発信が不十分であるため富士ヒノキの認知度が低い	④三菱地所(株)YURAKUCHO PARK及びTOKYO TORCH PARKに富士ヒノキ製ベンチ設置（予算化） 富士ヒノキベンチ設置後SNS等で富士ヒノキの魅力発信 認知度：8%（目標）	1] みなとモデル登録事業体（富士市森林組合、SMB建材㈱、フジヒノキメイト有限責任事業組合、㈱ノダ ㈱中部メンテナンス、グリーンデジタル&イノベーション㈱、㈱シエルター、江間忠ウッドベース（株） 江間忠木材（株） 港区主催の事業者向けイベント等に参加→富士ヒノキ利用拡大（R8～R13）						
				2] 三菱地所(株)と㈱ノダと連携して「富士ヒノキ抽出エッセンシャルオイル」魅力発信（R10～R13）						
				3] 関連機関と連携しSNS等で市外工務店、大手ハウスメーカー等に積極的に情報発信→利用拡大（R8～R13）						
利用拡大 川下	魅力発信・ブランド化 【対象=市外】 ①市庁舎木質化により富士ヒノキ活用モデルケースとしてSNS等で市外に向けて情報発信（R7） ②JAS認証取得しプレミアム新ブランドとして付加価値を付け富裕層に向けた新製品開発中 ③東京農業大学と連携し「富士ヒノキ・市有林活用調査研究事業」実施（R7）	・富士ヒノキ、FUJI HINOKI MADEの認知度が低く新築時にブランドの指名は一部の施主に限る	②富士山育ちの富士ヒノキ材である点を富裕層等をターゲットに絞ってFUJI HINOKI MADEブランドとしてPRする	1] 市庁舎3階木質化事業実施により、富士ヒノキ活用モデルケースとして関連機関と連携しSNS等で市外の市民に向けて情報発信（R8～R13）						
				2] プレミアム新ブランド「富士山ヒノキ(仮称)」付加価値を付け富裕層向けにフジヒノキメイトと連携して大手ハウスメーカーなどへの販売チャンネルを開拓→利用拡大（R8～R13）						
				3] 東京農業大学と連携し「市有林活用調査研究事業」富士山クロモジのブランド化を目指し富士ヒノキとの相乗効果を狙う（クロモジ：爪楊枝、漢方商品）（R9～R13） → 東京農業大学と包括連携協定に向け協議を進める						
利用拡大 川下	魅力発信・ブランド化 【対象=市内】 ①富士ヒノキ活用モデルケース「市庁舎3階木質化事業」実施（R7） ②富士ヒノキ、FUJI HINOKI MADEブランドの認知度が低い→公式インスタ開設（R6） インスタフォロワー568人（R7.12） 認知度：12%（現状） ③富士ヒノキ製玩具贈呈事業（6か月児・5歳児）	富士ヒノキ、FUJI HINOKI MADEの認知度が低い	①市庁舎3階南・5階南木質化事業（予算化） 関連機関と連携してSNS広告等を積極的に活用（大手企業との取引実績を積極的に活用） ②フォロワー800人 認知度：20%（目標） ③市制60周年記念事業木育キャラバン事業（予算化）	1] 市庁舎3階南・5階南木質化事業（予算化）（R8～R9）						
				1] 市庁舎3階木質化事業実施により、富士ヒノキ活用モデルケースとして、関連機関と連携しSNS等で市民向け情報発信（R8～R13）						
				2] イベント等の情報をインスタグラムで積極的に発信（R8～R13） インスタフォロワー数 568人（現状）→ 800人（目標）	3] 木育キャラバン事業（R8）	3] 木育キャラバン継続開催・おもちゃ美術館常設について検討（富士市森林財産委員会要望）（R9～）				
販売促進 川下	建築材 ①県林業職との人事交流（H30～R3）により施業効率化・低コスト化実現 ②高品質材（含水率15%以下・ヤング係数E90以上・JAS日本農林規格）強度が強く変形しにくい柱材等新製品開発「プレミアム新ブランド」として付加価値を付け富裕層向けに、FUJI HINOKI MADEと連携し販売チャンネル開拓 ③木材提供事業者、購入事業者と連携し木材コーディネート事業実施→マッチング推進中（市内製材工場説明済） ④J-クレジット プロジェクト登録 ⑤富士山認証グループ（市有林等）SGEC認証2,196.84ha（現状）	【建築用途】 ・県内・近隣の中小工務店への販売に留まる ・非住宅用途への採用は単発案件がほとんどで継続的な販路開拓が進まない ・販路開拓の担い手がフジヒノキメイト有限責任事業組合のみでマンパワー不足	②営業力、新製品開発力強化としてマンパワーの充実や民間との連携を強化し行政主導の新組織を立ち上げる（R10） ④民間事業者と連携強化→J-クレジット制度を活用し販売に繋げる（J-クレジット付加価値として製品に組み込み環境貢献をアピールする新方法）（R10～R13） ※双日建材㈱「協力と連携に関する協定」締結H29.6 ⑤SGEC認証面積拡大・販路拡大を政策的に推進を図る	1] 県職員（経済産業部森林・林業局）と継続的な人事交流→要望（R4～R13）						
				2] フジヒノキメイトと新組織の連携により「高品質材プレミアム新ブランド」として付加価値を付けた建材を富裕層向けに販売、大手ハウスメーカー等に営業活動実施（R10～R13）						
				3] 木材提供事業者、購入事業者と連携「木材コーディネート事業（木材流通促進事業）」実施→マッチング推進（R8～R13）						
				4] J-クレジットを付加価値として製品に組み込み環境貢献アピール→販売チャンネル開拓（R10～R13）						

富士市産木材の販路開拓・拡大に向けたロードマップ（計画表）

（産業交流部林政課）

分野	現 状	課 題	目 標	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度		
方 策 5 生産性向上 川中	製材・集成材工場 ①県内には集成材工場が無 ②製材工場製品出荷量 影山木材(株)・(有)まるいチップエ 業・ランパリングカツマタ 計 15,720m ³ /年 (R6)	・製材工場の規模が小さく価格競争力が弱い ・全国的に木造住宅の部材として無垢材から集成材利用にシフト傾向(集成材:小さい材を継いで板にするため無垢材に比べ反りにくく強度にばらつきがない)	①櫛ノダ合板工場は県主導で原木安定供給体制を確立したため集成材工場誘致についても県に働きかける(ノダ目標値132千m ³ /年) ②製材工場製品出荷量 影山木材(株)・(有)まるいチップエ業・ランパリングカツマタ 計 16,000m ³ /年	1 県内に 集成材工場 が無いため富士地域(富士市・富士宮市)で、県に働きかける (R8~R13)							
				2 戦略的な経営による製材工場製品出荷量増産 (R8~R13) 出荷量計 15,720m ³ /年 (R6) → 16,000m ³ /年 (R13) (目標)							
方 策 6 木材(丸太)生産 川上	丸太の生産 ①私有林の森林整備を目的とした森林管理制度による経営管理権集積計画(私有林) (R1~R6) 340ha/6年→ 57ha/年 ②間伐 (R2~R6) 100ha 私有林人工林 6,700haのうち 4,000ha未整備 ③民有林(市有林除く)の所有者は財産保有の意識が強く高齢級人工林出荷存置 ④森林組合と市有林経営管理協定締結により市有林(SGEC認証)管理運営→森林組合(H30~) 市有林搬出 3,914m ³ /年 県森連(市産材) 25,000m ³ /年(現状) (参考) 【林道整備状況】 市内林道 163km 林内道路密度29m/ha (高密度林道網) (富士宮市12m/ha、静岡市9m/ha、浜松市23m/ha)	・森林整備されていない私有林(貸付林)が多く存在 ・貸付返還地等の森林資源情報を把握していない ・市有林経営管理協定(H30.10)により森林組合が市有林(SGEC認証)整備を推進しているが、貸付返還地(SGEC認証無)は協定外である ・須津山地域は、森林組合と株式会社植物園が経営計画を立てている箇所が多く新たな経営体の参入が厳しい	①経営管理権集積計画(私有林) 60ha/年 ②私有林人工林未整備 4,000ha森林整備推進 ③主伐再造林事業を加速化し一体的整備推進 ④市有林搬出量 4,300m ³ /年 県森連(市産材) 28,000m ³ /年(目標)	1 森林経営管理法(森林管理制度)に基づく経営管理権集積計画推進 (R1~R6) A=340ha 経営管理権集積計画(私有林) 57ha/年(現状) → 60ha/年(目標) (R8~R13)							
				2 集積計画作成後、継続的に未整備箇所の間伐推進 (R2~R6) 間伐 100ha(現状)							
				3 森林経営の効率化、新規就業者の確保、木材利用促進 川上、川中、川下側の底上げを政策的に実施→ 持続可能な森林経営計画策定 主伐推進 (R9~R13)							
				4 森林資源情報を把握→主伐再造林事業加速化 (R8~R13) 市有林搬出材積量 3,914m ³ /年 (R6) → 4,300m ³ /年 (目標) 素材生産拡大 (R13) 県森林組合連合会集荷量(富士市産木材) 25,000m ³ /年 (R6)							
4 富士市森林組合→市有林(SGEC認証)を核とした森林整備 (R8~R13) 大淵、内山地域の私有林、御殿場財産区有林等集約化推進											
木 材 生 産 川	安定供給 ①県東部地域デジタル林業推進コンソーシアム(25者)設立→伊豆中間土場を核にデジタル林業に取り組む(R6) (株)ノダ原木安定供給 市有林(B材) 3,000m ³ /年(現状)	・市有林からの出荷の7割を占める合板向けの出荷量が増えている	①櫛ノダ原木供給→市有林(B材) 3,300m ³ /年(目標)	1 櫛ノダへの原木生産流通の効率化に向け「原木生産・納品情報共有システム」構築→県と連携して、デジタル化に取り組み素材生産の安定供給体制構築 (R8~R13) 市有林(B材) 3,000m ³ /年(現状) → 3,300m ³ /年供給(目標)							

※ロードマップは必要に応じ内容を見直すものとする

【富士市産木材原木供給量】

	(R6)	(R13)
・県森連(富士市産材)	25,000m ³ /年	→ 28,000m ³ /年
・市有林(全体)	3,914m ³ /年	→ 4,300m ³ /年
・市有林(全体の内B材)	3,000m ³ /年	→ 3,300m ³ /年
・市内製材工場(3者計)	15,720m ³ /年	→ 16,000m ³ /年
・私有林の森林整備を目的とした森林管理制度による経営管理権集積計画(R1~R6)計	340ha	
・間伐(R2~R6)計	100ha(県内一広い間伐面積)	
・私有林人工林	6,700haのうち 4,000ha(6割)未整備	

【新規販路数等】

	(R6)	(R13)
・新規販路数	0件	→ 5件
・知度度向上(市内)	12%	→ 20%
・認知度向上(市外)	2%	→ 8%

農業委員会事務局総括表

所属長氏名	担当名及び職員数	当面の課題である事務事業名	資料 No.	ページ
事務局長 齋藤健一 (兼農政課長)	4人	なし		

教 育 委 員 会

教育委員会総括表

教育次長名 味岡 俊雄

所属職員数(教育次長を含む。) 275人

所属課数 事務局5課他教育機関

課名及び課長名	担当名及び職員数	当面の課題である事務事業名	資料 No.	ページ
教育総務課 課長 佐野 睦昭	13人 教育政策担当 人事担当 学校適正配置推進室	1 中学校部活動の地域連携・地域展開について	1	2
		2 富士市立高等学校の在り方検討について	2	8
学校教育課 課長 野村 直樹	28人 学事保健担当 教職員担当 教育指導室 教育研修センター 特別支援教育センター	なし		
学校管理課 課長 福永 正幸	16人 経理給食担当 施設担当 富士川学校給食センター	なし		
社会教育課 課長兼青少年教育センター所長 渡辺 哲成	20人 社会教育担当 青少年教育担当 青少年教育センター 青少年相談センター	なし		
文化財課 課長 植松 良夫	14人 管理担当 文化財活用担当 博物館	なし		
中央図書館 館長 桑原 正壽	26人 管理担当 図書担当 西図書館 東図書館 富士文庫	なし		
富士市立高等学校 校長 櫻井 祥行 事務長 榎 俊英	73人	なし		
小学校 26校 中学校 15校	57人 27人			

中学校部活動の地域連携・地域展開について

教育委員会教育総務課

1 国の動き

令和7年12月に文部科学省が公表した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」では、少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保が必要であり、地域クラブにおいては学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることで新たな価値を創出し、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することが重要であると示されている。

また、令和13年度までに休日の学校部活動の地域展開実現を目指すため、令和8年度から令和10年度までの3年間を改革実行期間（前期）と位置づけ、確実に休日の地域展開等に着手することとし、中間評価を行った後、令和11年度から令和13年度までの3年間を改革実行期間（後期）と位置づけ、平日の部活動についても更なる改革を推進するとしている。

2 認定地域クラブの運営体制

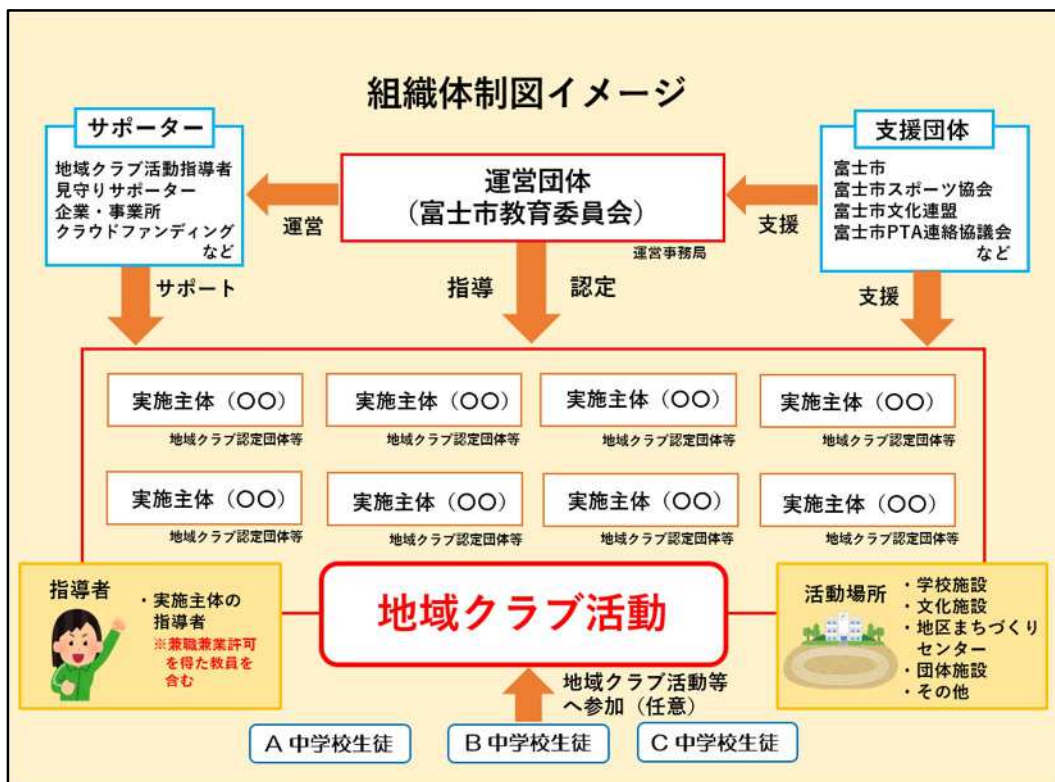
(1) 運営団体

当分の間、富士市教育委員会が運営団体を担い、包括的な企画・管理・サポート等の事務を行っていく。

また、地域クラブ活動を持続可能なものとするために、指導者の量の確保と質の向上を図るための指導者の発掘・育成のほか、体罰・ハラスメントの根絶のためのコンプライアンスの研修、指導等を行う。

(2) 実施主体

教育委員会から認定を受けた団体等が実施主体を担う。実施主体は、活動の実施に関する年間及び月間の計画の決定と周知、クラブ運営費（活動に係る消耗品費、指導に係る謝金、大会参加費等）の管理（集金、支払）、参加者及びその保護者との連絡調整等を行う。



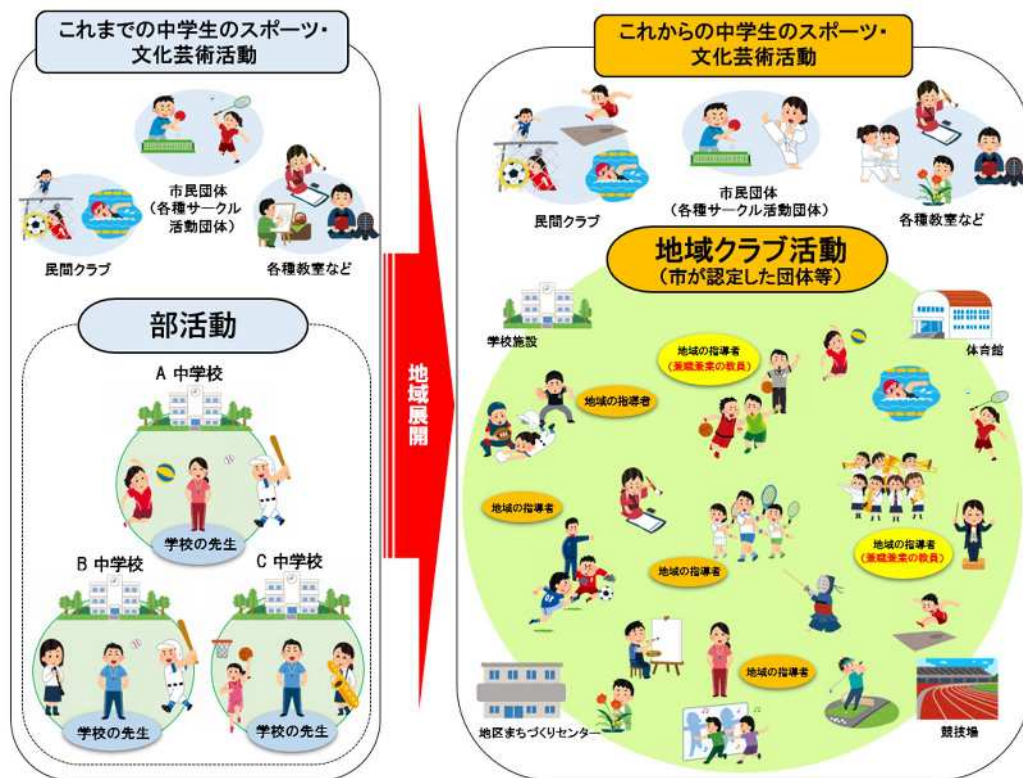
3 本市の取組

(1) 認定地域クラブとしての活動

地域クラブとは、主に中学生がスポーツ・文化芸術活動を行う団体であり、このうち、活動の理念、活動時間、参加費、指導体制、運営体制など、市が定めた要件を満たし、市から認定された団体が「認定地域クラブ」である。

令和8年度の8月以降、部活動を地域展開できる体制が整備された種目・活動から、休日の活動を認定地域クラブとして実施する。現時点では、野球・サッカー・剣道の3種目が認定地域クラブとして活動を開始し、これらの種目の休日（土、日、祝日）の部活動はなくなり、認定地域クラブとしての活動となる。

【地域クラブ活動のイメージ】



新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を目指す

(2) 認定地域クラブのエリア分け

【サッカーの認定地域クラブ】

市内を5つのエリアに分け、活動予定

Football Academy & Park (通称: エアカ)	市内西部: 富士中・岩松中・富士川一中・富士川二中
FC 大淵	市内北東部: 吉原三中・須津中・大淵中・吉原北中
Rosante Fuji SC.Cerro	市内北西部: 鷹岡中・岳陽中
Rosante Fuji SC.Villa	市内中央: 吉原一中・吉原二中
Rosante Fuji SC.Costa	市内南部: 元吉原中・田子浦中・富士南中

【剣道の認定地域クラブ】

市内を東西に2つのエリアに分け、活動予定

EAST 富士	吉原一中・吉原二中・吉原三中・元吉原中・須津中・大淵中・田子浦中・吉原北中
WEST 富士	富士中・岩松中・富士南中・鷹岡中・岳陽中・富士川一中・富士川二中

【野球の認定地域クラブ】

市内を6つのエリアに分け、活動予定

チーム1 (名称未定)	大淵中・岳陽中
チーム2	吉原三中・元吉原中・須津中・吉原北中
チーム3	田子浦中・富士南中
チーム4	岩松中・富士川一中・富士川二中
チーム5	富士中・鷹岡中
チーム6	吉原一中・吉原二中

【部活動以外の種目・活動】

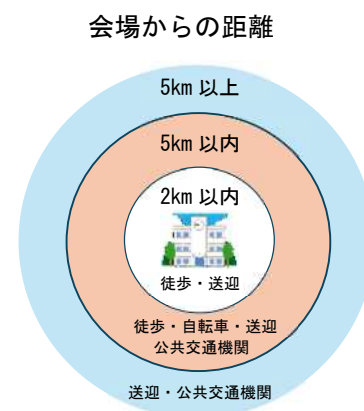
空道、アルティメット、和太鼓、K-POP ダンス等を地域クラブとして認定予定

(3) 参加費

認定地域クラブ活動への参加は任意であり、参加する場合には、その参加者に必要な費用を負担していただくことを予定している。参加費については、できる限り低廉な額を設定することとしており、認定申請時に参加者人数、指導者人数、会場費、実施方法等を確認審査し、適正な金額と認めた団体を認定する。教育委員会としては、認定地域クラブへの助成等により、保護者が負担する金額をおおむね月額2,000円程度以下としたいと考えている。

(4) 認定地域クラブ活動参加のための交通手段

- ・会場から直線距離で2km未満は、徒歩又は送迎を原則とする。
2～5km程度は、徒歩又は送迎に加え、自転車での参加も可。
5km以上の生徒については、原則、送迎による参加とする。
- ・自転車での参加の場合は、整備された自転車（保険加入は必須）で、ヘルメットの着用を義務付ける。
- ・公共交通機関を使つての参加も可。
- ・上記を踏まえ、交通手段については最終的には各家庭での判断とする。



(5) 大会参加

地域展開した種目・活動については、学校部活動としては大会に参加しないため、大会に参加したい生徒は、認定地域クラブに所属する必要がある。大会参加に当たつての交通手段については、現状の学校の大会参加方法に準ずる。

地域展開していない部活動種目については、これまでどおり、学校部活動として大会に参加する。

(6) 平日の部活動

平日の部活動については、当分の間、各学校での活動を継続する。

休日の活動が地域展開した種目における平日の部活動においても、当分の間、活動を存続するが、部員数・生徒数の減少により、各学校の判断で廃止する場合がある。

(7) 地域展開に向けての現行部活動種目の進捗状況

種目・活動	進捗状況
ソフトボール	ソフトボール協会関係者、部活動顧問と協議中 R8の9月以降、モデル事業を実施予定
バスケットボール	バスケットボール協会関係者、部活動顧問と協議を開始 モデル事業等については未定
バレーボール	バレーボール協会関係者、部活動顧問と協議中 モデル事業等については未定
ソフトテニス	ソフトテニス協会関係者と協議を開始予定 モデル事業等については未定
卓球	卓球協会関係者、部活動顧問と協議を開始 モデル事業等については未定
陸上	陸上協会関係者、部活動顧問と協議を開始
水泳	未定
柔道	未定
吹奏楽	吹奏楽関係者、部活動顧問と協議を開始予定 R6,7にモデル事業を実施、R8もモデル事業を実施予定

(8) 実証的モデル事業

本市では、子どもたちがやりたい活動を主体的に選んでできるように、令和6年度から実証的モデル事業を実施し、会場や送迎、指導者、参加費等について課題を洗い出し、持続可能な活動の在り方について検証している。令和8年度においては、主に部活動種目のモデル事業の実施を考えている。

(9) 部活動地域展開に向けたスケジュール



○令和8年夏以降、準備が整った種目から休日の地域展開（地域クラブ活動）を進めていく。
○平日の活動についても、今後の国等の動向を注視しつつ、本市においても引き続き検討していく。

(10) 地域クラブの認定申請

本年度中に、第1期（4月1日～30日）、第2期（7月上旬頃）、第3期（10月上旬頃）、第4期（令和9年1月上旬頃を予定）の計4回の募集を予定している。

4 部活動地域展開に伴い実施する事業等

(1) 部活動地域展開指導者補助金

中学校部活動の地域連携・地域展開に係る地域クラブ活動団体の指導者等として活動する意欲がある方に対して、新たに公認指導者資格を取得するための費用を補助する。

（2分の1補助、上限2万円）

(2) 地域クラブ認定制度に係る指導者講習の実施

「富士市中学校部活動地域連携・地域展開推進に関する基本方針」について理解を深め、認定地域クラブ活動の指導者として必要な資質・能力を高めることを目的に、認定した地域クラブ活動団体の指導者等に講習会を実施する。

講習の内容としては、部活動地域展開の基本理解、ハラスメント防止等、安全確保・事故防止、個人情報保護、救命救急講習などで、本年7月と令和9年1月の2回開催を予定している。

(3) サポーター制度

生徒が継続してスポーツや文化活動を行えるよう、地域に活動の場を広げる「認定地域クラブ」への展開を推進していくため、指導者や運営スタッフなどを地域の力で補い、活動を支えることを目的として、「富士市認定地域クラブサポーター制度」を立ち上げる。

5 本年度中に予定している推進事業等

(1) 富士市認定地域クラブ活動参加支援補助金

認定地域クラブ活動の持続的な運営のため、参加者が一定の会費を支払う「受益者負担」を基本としている。一方で、家庭の経済状況によって活動参加が制限されることがないように、認定地域クラブの活動に参加する生徒のうち、就学援助を受けている生徒の保護者に対し、参加費用を補助する仕組みを構築予定。

(2) 富士市認定地域クラブ活動費補助金

認定地域クラブ活動は、学校の部活動ではなくなるため、指導者の謝金や会場使用料、保険料などの地域クラブ活動の維持・運営に要する費用は参加者（保護者）の負担となる。

実施主体は、運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費を設定することとしているが、参加人数が少ない種目の場合、1人当たりの費用負担が大きくなることが想定されるため、「認定地域クラブ活動」として認定された団体に対し、当分の間、運営費を補助することで参加費を抑える仕組みを構築予定。

(3) 認定地域クラブへの支援（施設利用等）

認定地域クラブが安定して活動できる環境を確保するため、中学校施設の午後5時から午後7時までの時間帯を認定地域クラブの活動時間として設定する。また、認定地域クラブが使用する際には、使用料を免除予定。

※(1)(2)については、制度設計を行い、6月定例会にて補正予算を上程予定

6 その他

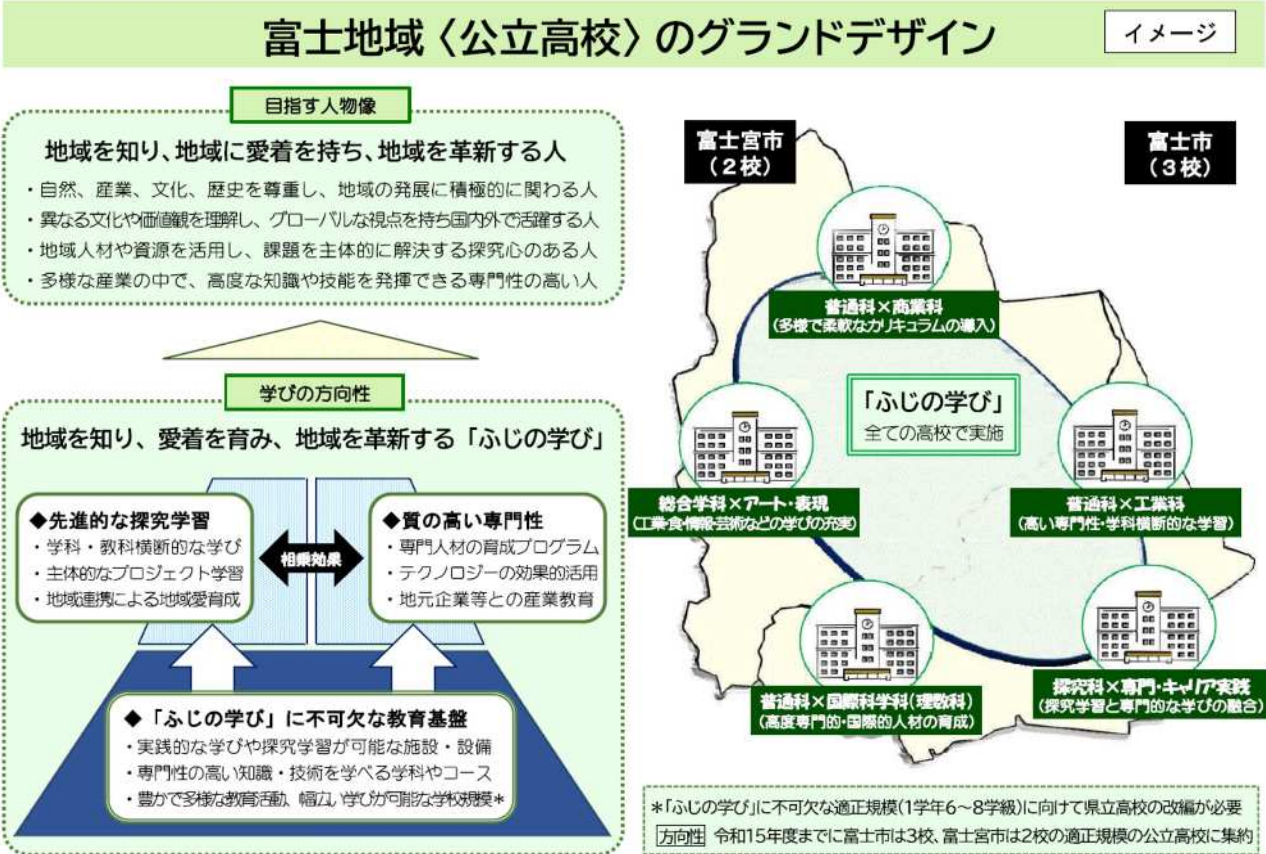
中学校部活動地域展開協議会の開催

市立中学校の部活動の地域展開に関する事項について協議するため、引き続き年4回程度協議会を開催する予定。

教育委員会 教育総務課・富士市立高等学校

1 少子化に伴う富士地域の公立高校の現状とグランドデザインについて

- ・富士地域において、少子化による児童、生徒数の減少が進んでいる中、県立高校は徐々にクラス減を行っている。現在、本校と富士高校が6クラス、2校（富士宮北、富岳館）が5クラス、5校（吉原、吉原工業、富士東、富士宮東、富士宮西）が4クラスとなっている。
- ・富士地域公立高校の募集クラス数は、令和8年4月の42クラスから令和16年4月には35クラスとなり、7クラスの減少が見込まれている。
- ・このような中、令和5年度に県教委主催の県立高等学校の在り方に係る地域協議会（富士地区）が設立され、令和7年度までに協議会を5回開催した。富士地域のグランドデザインが示され、令和15年度までに公立高校9校（富士市5校・富士宮市4校）を富士市3校、富士宮市2校の高校に集約する方針となった。



2 市立高等学校在り方審議会について

- ・県のグランドデザインを受けて、市立高校の今後の在り方について検討を進めるため、本年度、富士市附属機関設置条例に基づき、教育委員会の附属機関として、「富士市立高等学校在り方審議会」を設置する。
- ・審議会では、市立高校の魅力向上に向けた学びの方向性ととともに、必要に応じて学科や教育課程等の改編について審議を予定する。

3 審議会委員の構成について

委員の構成	委員の任期
(1)商工関係団体の代表者等(1人)	令和 8年6月 1日から 令和10年3月31日まで
(2)公共団体の代表者等 (1人)	
(3)学識経験者 (5人)	
(4)学校教育関係者 (2人)	

4 今後のスケジュール

令和8年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教育委員会事務局			→ ・情報収集 ・現状分析	→ ・市民アンケート ・こどもの意見聴取	→	→	→	→	→ ・市立高校の魅力向上に向けた検討	→	→	→
在り方審議会				第1回 審議会		第2回 審議会		第3回 審議会				第4回 審議会
庁内部局									庁内報告			
市議会									議会への 中間報告			

令和9年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教育委員会事務局	→	→	→ ・市立高校の魅力向上に向けた検討	→	→	→	→	→	→ ・答申の庁内共有、協議検討 ・県教委、学校等関係者との調整	→	→	→
在り方審議会		第5回 審議会		第6回 審議会 ▼ 答申								
庁内部局		庁内報告		庁内答申報告 (市長・副市長 等)	→	→	→	→	→ ・庁内調整(行革本部会議、行政経営会議)	→ ・市の方針を決定 ・総合教育会議		
市議会			議会への 中間報告		議会への 答申内容 報告						議会への 最終報告	